

電子データ等の作成・提供要領等

1 提供していただく電子データ等について

平成31年度課税分の固定資産税路線価等公開情報に係る電子データです。

地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づき平成31年度における土地の価格の修正を行う市町村及び平成30年中に状況類似地域(区)、路線価線、標準宅地の見直しを行い位置等に移動が生じた市町村が対象となります。

2 電子データ作成に当たって

提供していただく電子データの作成に当たっては、別添の「電子データの作成マニュアル等」を参照してください。

なお、業者委託等により「路線価等業務管理システム」以外のシステムで電子データを作成する市町村にあつては、

- (1) 独自のシステムで作成した電子データを「データ定義書」にしたがって、Shape形式のフォーマットに変換してください。
- (2) 変換後、「論理チェックプログラム」でエラーが発生しているかどうかのチェックを必ず行い、エラーのないことを確認してください。
- (3) チェック後のデータを「路線価等業務管理システム」(Ver. 4.00またはVer. 5.00)に読み込み、データ入出力プログラムで出力し、作成してください。
なお、「データ定義書」及び「論理チェックプログラム」は、一般財団法人資産評価システム研究センターホームページからダウンロードできます。
<http://www.recpas.or.jp/>
- (4) 「路線価等業務管理システム」及び「全国地価マップ」の背景地図は、日本測地系で管理されていますので、データ作成に当たっては注意してください。

3 電子データの提供方法について

電子データは、CD-R、DVD-R、MO(以下「CD等」という。)のいずれかに収録して次のとおり提供してください。

(1) CD等への記載

CD-R、DVD-Rには、次のア～ウの項目を油性ペン等で直接記載するかまたは記載したラベルを貼付して提供してください。

MOには、次のア～ウの項目を記載したラベルを貼付して提供してください。

ア 都道府県名 イ 市町村名 ウ 全国地方公共団体コード
(検査数字を除く5桁)

(2) CD等のケースへの記載

CD等のケースにも、(1)のア～ウの項目を油性ペン等で直接記載するかまたは記載したラベルを貼付して提供してください。

(3) 電子データの作成を外部の業者等に委託した場合

CD等及びCD等のケースに「エ」として、電子データ作成会社等の名称、住所、電話番号、担当者名を追加してください。

なお、CD等を都道府県市町村税担当課に送付するに当たっては、必ずケースに入れ、搬送中に毀損することのないよう十分留意してください。

(4) 時点修正後の価格の電子データを提供する市町村について

「電子データの作成マニュアル等」31ページの7を参照してください。

(5) 合併前市町村単位で電子データを提供する市町村について

「電子データの作成マニュアル等」31ページの9を参照してください。

4 提供いただいた電子データについて

(1) 集約した固定資産税路線価等の公開情報を、都道府県単位でDVD-ROMに取りまとめ都道府県及び市町村に配布する予定です。

(2) 提供いただいた電子データについては、(1)の配布のほか当センターが運用している「全国地価マップ」において、そのまま掲載する予定です。

(サイトのURL <http://www.chikamap.jp/>)

5 電子データの提出先及び提出期限について

都道府県市町村税担当課あてに、同課の指定する期限までに提出してください。

6 その他

質問等で、当センターへ問い合わせの際は、次のメールアドレスまたは別添の質問票によりFAXでお願いいたします。

一般財団法人資産評価システム研究センター 業務部

メールアドレス：teisyutsu@recpas.or.jp

FAX：03-5404-2631

